

西淀支全 第16号
令和2年 5月8日

保護者の皆さま

府立西淀川支援学校
校長 大角 正弘

臨時休業延長、個人懇談のお知らせ

新緑の候、保護者の皆様には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃は本校の教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

このたび、国の緊急事態宣言が延長され、文部科学省の通知や大阪府の専門家の意見を踏まえ、大阪府教育委員会が、児童生徒等の新型コロナウイルスの感染及び感染拡大を防ぐため、5月11日(月)より5月31日(日)までの間、府立学校全校を引続き臨時休業を決定しました。

ただし、臨時休業期間が長期に及ぶことから、本校においては、保護者の方のご希望に応じて「個人面談(保護者等・本人の来校)」を実施し、個別に対応を行うこととなりました。また、個人面談のできない児童生徒については、家庭訪問、電話連絡等の実施に努めることとなります。訪問籍(病院等・自宅)の児童生徒については、主治医等・保護者の了承を得たうえで、児童生徒の健康状況等に留意して家庭訪問等を行います。

「個人面談」についての詳細なご説明はお電話にて担任よりご連絡しておりますので、個人面談や家庭訪問等のご希望についてご相談下さい。

また府立高校でのオンライン授業(インターネットを通じた学習)を6月末までに実施予定等の報道がありますが、支援学校については別途検討するとのことです。本校では、様々な方法を検討し、教育活動の継続に努めてまいります。(動画配信・テレビ会議等)

加えて、お子様やご家族の皆様に新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合には、速やかにお近くの新型コロナウイルス受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)にお問い合わせいただくとともに、本校までご連絡ください。

また、居場所確保については、令和2年3月3日に発出しました西淀川安心安全メールにてお知らせしたとおりの内容を継続いたします。保護者が仕事を休めず、地域の障がい福祉サービス等も利用できない児童生徒がいる場合の居場所の確保については、各家庭の事情に配慮し、学校においても、市町村の福祉窓口等への情報提供にご協力させていただきます。それでもなお、居場所が確保できない場合には、学校で居場所を作るなど、できる限り柔軟な対応をいたしますので、本校 教頭までご相談ください。なお、居場所確保のためには通学バスの使用はできませんのでご了承ください。

今後も大阪府や本校の方針については決定され次第、安心安全メール等にて保護者の皆さま方へ速やかにご連絡させていただきます。

保護者の皆様におかれましては、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本件連絡先
教頭 古川、荻谷 まで